

明るい選挙推進情報誌

せんきよかわら版



明るい選挙推進キャラクター
選挙のめいすい(明推)くん、メイちゃん

No. 45

令和4年11月発行

編集・発行 / 福岡市・区選挙管理委員会、福岡市・区明るい選挙推進協議会

福岡市を
好きと答えた人

97.7%



出典:令和3年度市政に関する意識調査(福岡市)

前回の
市長選に行った人

31.4%



この街が好きなら、声を届けてほしい。

投票日 11.20日 福岡市長選挙

投票所入場整理券(はがき)がなくても投票できます。

【時間】午前7時～午後8時 ※西区玄界島投票区は午後6時まで

福岡市・区選挙管理委員会 福岡市・区明るい選挙推進協議会

期日前投票

本紙2面に記載している(1)～(6)の理由に該当する人は、下の表に記載の場所で期日前投票ができます。

期日前投票所一覧

場所	期間・時間	投票できる人	場所	期間・時間	投票できる人
各区役所・出張所	11月7日(月)～11月19日(土) 午前8時30分～午後8時	その区にお住まいの方	イオンモール香椎浜	11月12日(土)～11月19日(土) 午前10時～午後7時	東区にお住まいの方
福岡市役所	11月12日(土)～11月19日(土) 午前10時～午後7時	全ての区にお住まいの方	イオンスタイル笹丘		中央区・城南区にお住まいの方
なみきスクエア	11月12日(土)～11月19日(土) 午前10時～午後8時	東区にお住まいの方	木の葉モール橋本		早良区・西区にお住まいの方
さざんびあ博多		博多区にお住まいの方	ららぽーと福岡	博多区・南区にお住まいの方	
福翔高等学校	11月12日(土)・11月13日(日) 午前10時～午後6時	南区にお住まいの方			

投票日に投票所へ行けない場合は？

右記の(1)～(6)などの理由により、投票日に投票所へ行けない方は、期日前投票や不在者投票を利用して、投票日より前に投票することができます。

- (1) 仕事や学業などがある人、本人または親族の冠婚葬祭がある場合
 - (2) (1)以外の用事などで投票区外に出かける場合
 - (3) 病気や出産、体が不自由などの理由により歩行が困難な場合
 - (4) 西区小呂島に居住・滞在中の場合
 - (5) 市内の他区に転居し、居住している場合
 - (6) 天災又は悪天候のために投票所に到達することが困難な場合
- ・新型コロナウイルス感染症の感染対策のために期日前投票をする場合



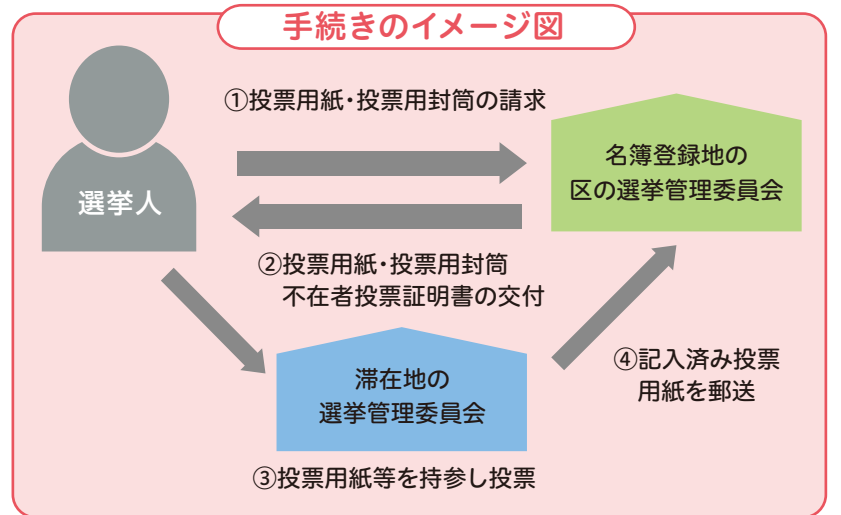
滞在地での不在者投票

仕事や旅行などで福岡市以外の市区町村に滞在している人は、滞在地の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

投票の仕方

- ① 「不在者投票請求書・宣誓書」により、選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会に、投票用紙を請求。
- ② 投票用紙が郵送されてくるので、中に入っている封筒は開封せずに最寄りの市区町村選挙管理委員会へ持参し、投票。

※郵便でやりとりするため、時間を要します。お早めに手続きをお願いします。
 ※「不在者投票請求書・宣誓書」は、最寄りの市区町村選挙管理委員会にあります。また、選挙管理委員会のホームページからもダウンロードできます。



施設等での不在者投票

県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームに入院・入所している人は、その施設内で不在者投票ができます。施設の長に不在者投票を希望する旨を申し出てください。

※個人で区の選挙管理委員会に投票用紙を請求することもできます。詳しくは施設又は区の選挙管理委員会にお尋ねください。



郵便等による不在者投票

右に記載の①②③のいずれかに該当する人は、自宅などで投票用紙に記載して、区の選挙管理委員会に郵送する方法(または信書便)で投票することができます。

※あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。
 ※投票用紙の請求期限は**11月16日(水)午後5時まで**になります。

① 身体障害者手帳の交付を受けている人

両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級・2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級・3級
免疫、肝臓の障がい	1級・2級・3級

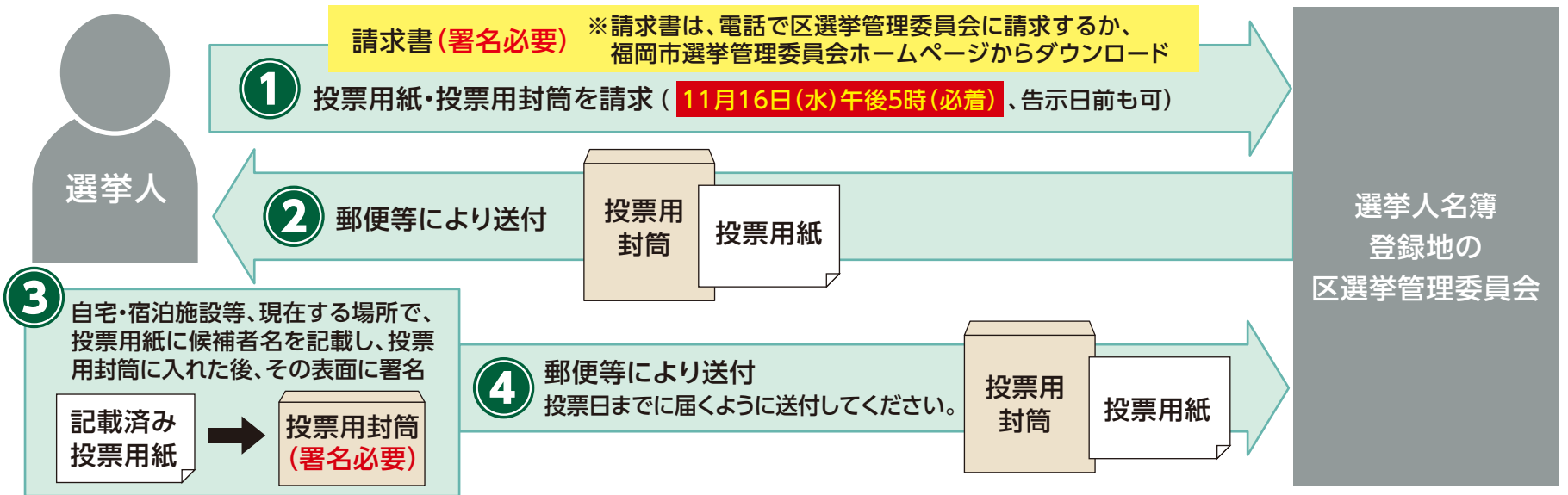
② 戦傷病者手帳の交付を受けている人

両下肢、体幹の障がい	特別項症・第1項症・第2項症
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症・第1項症・第2項症・第3項症

③ 介護保険の要介護者で要介護5の認定を受けている人

新型コロナウイルスで療養中の方の特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている人は、一定の要件を満たせば、「特例郵便等投票」が利用できます(濃厚接触者は対象外です)。手続きの流れは下記のとおりです。



選挙公報の配布時期について

福岡市長選挙の選挙公報は、11月6日(日)の告示日(立候補届出日)から作り始めます。11月9日(水)から配り始め、11月18日(金)までにお届けします。また、11月9日(水)以降、期日前投票所でもご覧いただけます。なお、11月7日(月)からホームページでもご覧いただけます。

福岡市長選挙
特設サイト



市内の各世帯に順次配布いたしますので、お時間を要します。あらかじめご了承ください。

選挙運動ってなに？

選挙運動とは、「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為」とされています。

主な選挙運動の例

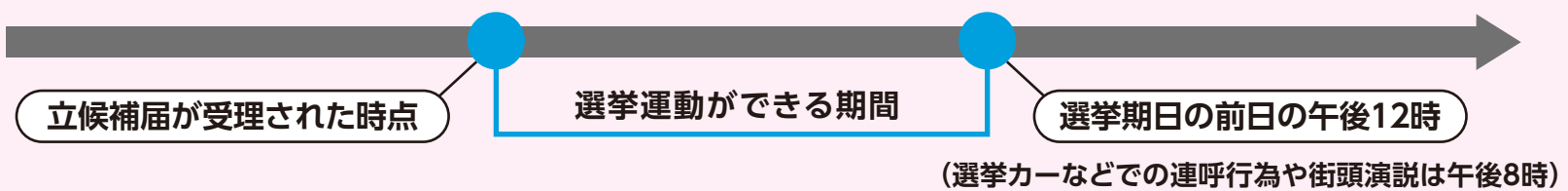
- 選挙事務所の設置 ●選挙運動用自動車の使用
- 選挙運動用葉書の使用 ●新聞広告
- ビラの配布 ●選挙公報 ●ポスターの掲示
- 街頭演説 ●個人演説会

インターネットを使用した選挙運動

- ・ホームページ、ブログ、ツイッター・フェイスブック・インスタグラム等のSNS、動画共有サービス、動画
中継サイト等を利用して行うもの
- ・電子メールを利用して行うもの → **有権者は禁止されています**

選挙運動の期間

選挙運動ができる期間は、公職選挙法により「立候補届が受理された時から、選挙期日の前日まで」とされています。また、選挙カーなどでの連呼行為や街頭演説は、午前8時から午後8時までの間に行うこととされています。**選挙期日当日の選挙運動は禁止されています。**



公職選挙法で禁止されている行為(例)

- 候補者等への投票を呼びかける電話やビラ配りをしてアルバイト代を受け取る行為
→選挙運動を手伝う場合はボランティアが基本です ※専門職のいわゆる「ウグイス嬢」などを除く
- 有権者が電子メールを利用し行う選挙運動 → SNSや動画共有サイト(ツイッター、ユーチューブなど)を利用した選挙運動は可能です
- 候補者や政党の選挙運動用のホームページを印刷して配る行為
- 18歳未満の人による選挙運動

政治家(候補者、立候補しようとする人、現職の市長・議員など)が選挙区内の人にお金や物を贈ることは法律で禁止されています。誰も寄付を求めてはいけません。

みんなで守ろう三ない運動。



贈らない。 求めない。 受け取らない。

政治家の寄付は禁止

政治家は有権者に寄付を

贈らない!



入学祝・卒業祝



お歳暮やお年賀

有権者は政治家に寄付を

求めない!



落成式・開店祝
の花輪



お祭りの寄付や
差し入れ

政治家から有権者への寄付は

受け取らない!



町内会の集会や旅行
などの催物への寸志
や飲食物の差し入れ



地域の運動会や
スポーツ大会への
飲食物の差し入れ



みんなにやさしい選挙



車いす



老眼鏡



拡大鏡



バインダー



補助照明



点字器

投票所には、車いすや老眼鏡等をご用意しています。お気軽にお声かけください。

投票所入場整理券を郵送する際、希望する方には、「投票所入場整理券であることを表示した点字シール」を封筒に貼って郵送しています。また、投票日などの選挙情報を記録した音声コード(ユニボイス)の印刷紙の同封もできます。

申し込みは、選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会へお電話ください。電話番号は下記をご覧ください。

投票所入場整理券(はがき)を郵送します。

※はがきのおもて面の宛名がご自分のものか、必ず確認のうえご持参ください。

※他人に絶対に譲渡しないでください!

投票所入場整理券は、投票日や投票所の場所をお知らせするとともに、投票所での受付をスムーズに行うために郵送しています。今回は10月31日(月)頃から配達を開始します。ダイレクトメールやチラシなどと一緒にして紛失することがないようにご注意ください。なお、郵便事情等で届いていない場合や紛失した場合など、投票所入場整理券がなくても、選挙人名簿に登録されていれば、投票することができます。

誕生 日 月 日 誕生 月 日 誕生 年 月 日

※投票所での本人確認に必要ですのでご記入ください。

福岡市長選挙 投票所入場整理券

投票日時 令和 年 月 日 午前 時から午後 時まで

あなたの投票所

※無印の投票所は、投票所名を記入してください。

期日前投票をされる方は、下記の宣誓書に記入して期日前投票所にお持ちください。

期日前投票宣誓書

私は、選挙当日に次の事由に該当する見込であることが真実であることを誓います。

※該当する番号を○で囲んでください。

1	・仕事・学業・地域行事の役員
2	・本人又は親族の冠婚葬祭
3	・上記1以外の用事などのため、投票区外に外出、旅行、滞在
4	・病気、負傷、出産、身体障がいなどのため歩行困難
5	・住所移転のため、区外に居住
6	・天災又は悪天候により投票所に到達が困難
7	・新型コロナウイルス感染症対策のため

不明な点は、中央区選挙管理委員会(TEL:092-718-1007)へお問い合わせください。

【期日前投票所】

- 中央区役所3階 大会議室 (中央区大名2丁目5番31号) 期間:11月7日(月)~11月19日(土) 時間:午前8時30分~午後8時
- 福岡市役所1階 市民ロビー (中央区天神1丁目8番1号) 期間:11月12日(土)~11月19日(土) 時間:午前10時~午後7時
- イオンスタイル笹丘3階 多目的ホール (中央区笹丘1丁目28番74号) 期間:11月12日(土)~11月19日(土) 時間:午前10時~午後7時

※区役所は駐車場が大変混雑します。できるだけ公共交通機関をご利用ください。

スムーズな手続きのために事前に誕生日のご記入をお願いします!

投票所では、大切な一票を確実にご本人に行使していただくため、誕生日等によりご本人であることを確認させていただきます。おもて面左上の「誕生日」欄にご記入の上、投票所へご持参ください。ご協力をお願いします。

投票日当日の投票所はこちらです!

おもて面に、投票所名と地図を掲載しています。投票所が変更になっている場合もありますので、必ずご確認ください。また、福岡市選挙管理委員会のホームページの「各区の投票区・投票所一覧」からも投票所の地図を検索できますのでご利用ください。なお、期日前投票所については本紙1面の記事をご覧ください。

福岡市選挙管理委員会ホームページ <https://www.city.fukuoka.lg.jp/shisei/senkyo-kansa/senkyo/>

期日前投票される方は事前にうら面へのご記入をお願いします!

うら面が期日前投票の宣誓書になっていますので、必要事項をご記入のうえご持参ください。本人確認書類や印鑑は不要です。なお、投票日当日と同じく、投票所入場整理券がなくても、選挙人名簿に登録されていれば、投票することができます。

投票所では新型コロナウイルス感染症対策を実施します。

安心して投票に来ていただけるよう、投票所において新型コロナウイルス感染症対策を実施します。投票に来られる皆様におかれましても、ご理解・ご協力をお願いいたします。

投票日当日の混雑を避け、新型コロナウイルス感染症対策のために期日前投票をすることもできますので、ご利用ください。選挙時にはホームページに、過去の選挙における投票所の混雑状況を日別・時間別のグラフにして掲載する予定です。グラフを参考にいただき、混雑しない日時での投票をご検討ください。

【お問い合わせ先】

事務局	電話番号	FAX番号	郵便番号	住所	E-mail	事務局	電話番号	FAX番号	郵便番号	住所	E-mail
東区	645-1009	645-1127	812-8653	東区箱崎2丁目54-1	higashi.EACS@city.fukuoka.lg.jp	城南区	833-4005	822-2142	814-0192	城南区鳥飼6丁目1-1	jonan.EACS@city.fukuoka.lg.jp
博多区	419-1006	452-6735	812-8512	博多区博多駅前2丁目8-1	hakata.EACS@city.fukuoka.lg.jp	早良区	833-4399	833-4388	814-8501	早良区百道2丁目1-1	sawara.EACS@city.fukuoka.lg.jp
中央区	718-1007	714-2141	810-8622	中央区大名2丁目5-31	chuo.EACS@city.fukuoka.lg.jp	西区	895-7105	882-2137	819-8501	西区内浜1丁目4-1	nishi.EACS@city.fukuoka.lg.jp
南区	559-5005	561-2130	815-8501	南区塩原3丁目25-1	minami.EACS@city.fukuoka.lg.jp	市	711-4682	733-5790	810-8620	中央区天神1丁目8-1	senkyo.EACS@city.fukuoka.lg.jp